

第3節 「ミニ横穴墓」について

本横穴群からは、小型横穴墓ないしはミニ横穴墓と称すべき横穴墓を5基検出した。遠江の横穴群にあっては稀有なこれらの5基の横穴墓について、その構造等を解明するものである。

なお、文章中で参考とした文献類についてはできるだけ註にしたが、発掘調査報告書等については本報告書末の参考文献を参照していただきたい。

該当する横穴墓は、A-1号・A-3号・A-4号・A-8号・A-10号横穴墓である。そもそも、ミニ横穴墓とは、正確には「岩壁削り込み横口式小方孔」と称されるべきものであるとされている(註1)。要するに、非常に小型化した横穴墓を意味するのであるが、小型横穴墓との間に厳密な基準は、今のところ設けられてはいない。横穴式石室墳と同様に、横穴墓も終焉に近づくにつれて玄室規模の小型化現象を全国的な傾向として把握することができる。追葬を前提とするはずの横穴墓が、この時期になると「単次葬」化するのである(註2)。しかし、たとえ単次葬であったとしても、通常の遺体埋葬に必要な最低限の空間を確保しなければならない。ところが、ミニ横穴墓は名称の通り、その空間でさえ確保できないほどの小空間であることからすると、両者の間には、厳然とした区別を設ける必要があるであろう。本横穴群の5基のうちA-10号横穴墓は、全長2.19m、奥壁幅0.45mを測るものである。したがって、本横穴墓はミニ横穴墓というよりも小型横穴墓に属するものであると思われる。

従来、こうした小型横穴墓やミニ横穴墓の存在はあまり注目されなかった。というよりも、伊豆の大北横穴群等を除いて、静岡県内で検出される例がほとんどなかったのである。仮に検出されたとしても、幼少児対象の特異な横穴墓である、といった程度の解釈に留まるものであった(註3)。あるいは、小規模であるために、隣接する横穴墓の附帯施設として考察される場合すらある(註4)。

ところが、最近少しずつではあるが、遠江においても小型横穴墓やミニ横穴墓の検出事例が報告されるようになってきた。この背景には、最近の横穴墓の発掘調査が開発行為にともなうもので、調査範囲の設定が、面的に拡大されるようになったことと関係するものである。調査前には横穴墓の存在が予想されなかった部分や、不自然な間隔で並んでいる横穴墓の空閑地にも調査範囲を設定することで、従来のような個別横穴墓およびその周辺域の調査だけにとどまることなく、本横穴群のような単位群を一括した支群単位の調査を行うことで、たくさんの小型横穴墓やミニ横穴墓の検出につながってくるのである。こうして検出された小型横穴墓やミニ横穴墓は、その被葬者を単に幼少児を対象とする埋葬だけでは片付けられないほど規模の小さな横穴墓であり、玄室空間が本来的な機能を満たしているとはいいたいことから、あらためて多くの評価がなされるようになってきている。もっとも、その評価は必ずしも一定するものではなく、むしろ対立する要素を含んでもいる。ここではそれらの評価の共通する項目だけを取上げてまとめる。

第1に、これらの横穴墓にみられる埋葬施設のあり方は、追葬可能な家族墓としての本来的な機能を失い、基本的に単一の死者の埋葬を行う施設へと変質したということ。いわゆる「単次葬の復活」(註5)とされ、追葬が不可能な横穴式石室墳が登場してくる終末期群集墳の質的な変化と軌を一にするものであること。遠江においては、早くも7世紀中頃から8世紀初頭にかけて群集墳の単次葬化がはじまるとされ、横穴墓の場合、それは築造の省力化傾向と相まって、ミニ横穴墓として急速に小型化するものと思われる。

第2に、伊豆長岡町大北横穴群から検出されたミニ横穴墓を例として、ミニ横穴墓の選地が、追葬不可能な比較的規模の小さな横穴墓の脇などに築造されているとの考えである(註6)。これは、第1の横穴墓の単次葬化とも大きく関係するものである。すなわち、ミニ横穴墓は、横穴墓の単次葬化が進展する以前の追葬可能な大型の横穴墓とともに単位群を構成するのではなく、あくまでも横穴墓の単次葬化

の中で築造された小型の横穴墓とともに、単位群を形成していることに留意しなければならない。

第3に、副葬品がそれまでの横穴墓と比べて質・量ともに極端に貧弱となる。ましてや小空間しか確保することのできないミニ横穴墓にあっては、閉塞施設はもとより遺物の置くスペースは無きに等しい。この背景には、終末期古墳においては、来世においても現世と同じような生活があることを考えてのさまざまな食器供献が影をひそめ、他界観が大きく変質し、社会的な薄葬傾向の影響もそこにあるとされている(註7)。副葬品が少ないということは、横穴墓の築造時期の判断を困難なものとするのではあるが、横穴群あるいはその中の単位群にあって後出する可能性が高いことは、第2の視点からも裏付けることができる。

以上、小型横穴墓やミニ横穴墓出現の背景やその時期について、簡単にまとめてみたのであるが、それでは、死者もしくは遺体をどのような状態で埋葬したのか。このことについては、改葬墓の在り方や火葬墓の導入とも関係するものであって、意見の大きく分かれるところである。小型横穴墓内での遺体の安置形態を考える場合(幼少児の埋葬は除く)、木棺を玄室内に収納し、できれば転回できる空間が必要となる。木棺長を短くすることには、当然限界があることから、伸展埋葬でない他の埋葬姿勢を想定する必要がある。中世においては「座臥屈葬」という形態(註8)がみられるが、このような姿形の遺体埋葬の具体的な検出例は、静岡県内ではもちろん皆無である。ミニ横穴墓の場合、埋葬空間はさらに狭くなることから、そのおかれた状況はより深刻なものとなる。そこで改葬墓が考えられる。実際、小型横穴墓やミニ横穴墓から人骨が検出されていることから、追葬の際、玄室内の人骨の整理行為にあたって、その近くに新たに小型横穴墓やミニ横穴墓を築造して、人骨の空間的移動を行ったとするものである(註9)。主墳となるべき大型の横穴墓が死者の骨化の場であるとする、改葬墓は主墳から遅れて築造されることは明らかである。また、改葬墓は追葬行為の延長上におかれるものであって、単一の個人単位での造墓としての横穴墓ではなく、あくまでも単位群から離れるものではないと思われる。

これに対して、小型化された横穴墓を火葬墓の出現とあわせてとらえようという考えがある。伊豆長岡町の大北横穴群は、本横穴群と同じようにミニ横穴墓が5基も検出されたことで、有名である。中には、10×10 cm前後の超ミニ横穴墓や本横穴群A-1号横穴墓と同じく閉塞施設を備えたミニ横穴墓もある。このようにたくさんのミニ横穴墓の検出とともに、当横穴群からは火葬骨の埋納された石櫃が23個も検出された。そして、ミニ横穴墓の築造時期については、その壁面に対する穿孔方法が石櫃への小孔の穿孔に相通じていることから、石櫃の発達した8世紀後半に想定している。また、横穴墓の玄室の床面に小孔を穿孔した例があり、石櫃への直接納骨を簡略化した方法として捉えられている。つまり、大北横穴群では、8世紀後半に発達した石櫃への火葬骨の納骨を簡略化したものとして、ミニ横穴墓が築造されたとし、両者の橋渡し的な存在としての玄室床面の小孔の穿孔施設を位置づけられている。そして、石櫃に火葬骨の全体を納骨する方法から、さらにその一部のみ納入となり、やがて粉にして小孔やミニ横穴墓に納める葬法に変化し、他を散骨の方法によって処理する分骨を想定している。このように大北横穴群は、土葬埋葬としての横穴墓から火葬が導入された段階の横穴墓へと大きく変質していくその過程を、順を追って分析できた横穴群として非常に貴重な遺跡である。

さて、大北横穴群のミニ横穴墓5基のうち2基は、近接して独自の単位群を構成していることや、石櫃を3つも検出した大型の横穴墓に付随しているミニ横穴墓もあることから、先に述べた、ミニ横穴墓の選地が、追葬不可能な比較的規模の小さな横穴墓の脇などに築造されているとの考えは訂正すべきであろう。実はこのことは、大谷横穴群についてもいえることである。すなわち、3基で単位群を構成する中にあって、ミニ横穴墓であるA-1号横穴墓とA-3号横穴墓は、追葬を行っているA-2号横穴墓の左右に位置する。同じくA-4号横穴墓は3基で構成する単位群に属するが、その他の2基はいずれも大型の横穴墓であり、追葬行為もそれぞれ確認できた。A-8・A-10号横穴墓は5基で構成す

る単位群に属するが、他の3基は追葬行為の確認はできないが、小型の横穴墓ではない。追葬が不可能なためにミニ横穴墓が築造されたとする考えは、大谷横穴群ではあてはまらない。

次に、遠江の横穴群から検出された小型横穴墓もしくはミニ横穴墓で、火葬墓としての可能性が提示できる横穴墓について、各報告書を通覧することで検証してみたい。該当する横穴墓は、次の通りである。

袋井市宇刈横穴群N群 85号横穴(註10)は、一つの墓前域を共有する4基の横穴墓から構成される横穴墓のうちの一つで、一番北側の端に位置している。墓前域の正面に対して、側面に開口している。奥壁と天井部が欠失してはいるが、全長1mにも満たないミニ横穴墓であり、閉塞施設も兼ね備えていたらしい。85号横穴の他に、別の1基は追葬が行われてはいるが、残りの2基の横穴が追葬不可能な小型横穴墓であることから、当報告書では、85号横穴を大北横穴群と比較して「追葬可能な横穴を避けるように築造されたことは共通事項として確認しうるだろう」と指摘し、「N群では当初は比較的大型の82号横穴が築造されるが、急速に横穴の小型化が始まり、ミニ横穴の出現がなされ、後期群集墳と同じく横穴群内でも同じような終末期現象を確認しえた小単位群として注目される」と意義付けられている。

掛川市南坪横穴群第10号墓は、形態的にも他と異なるものであり、火葬骨を納めた甕形土器が出土している。8世紀前半の所産とされ墓制転換の一端を明示するものとされているが、残念ながら報告書がなく詳しいことは分からない(『土橋横穴群・長沢遺跡』の2. 歴史的環境を参照)。

遠江の横穴群にあっては、わずか2基だけが火葬墓の可能性を推定しているに過ぎない。しかし、この他に、袋井市では宇刈横穴群のいくつかの小型横穴墓、掛川市では本村横穴群B群1号横穴墳、岡津横穴群A群6号横穴墳・同B群第16号墳、三十八坪横穴群A群第3号墓、菊川町大淵ヶ谷横穴群OA-2号・同OA-14号・同OB-4号・同OC-4号横穴墓、菊川町宇藤横穴群A13号横穴、小笠町池ヶ谷横穴3号墓、浜岡町中尾殿之谷横穴群1号横穴などは火葬墓であったかどうかは別としても、横穴墓の規模の小さい、特異な形態として意義付けられており、本横穴群の5基も、これらと同列上に位置するものである。なお、『遠江の横穴群』では、「東遠江の最終末に位置する本村横穴群B群1号横穴に想像される火葬の受容は、伊豆の横穴と軌を一にした横穴墓制の終焉を告げていると言えよう」(註11)と想定しているのは、注目すべきであろう。

さて、大谷横穴群の小型横穴墓やミニ横穴墓の5基に共通していえることは、独自に墓前域を形成していないということである。その大半が、墓前域の床面直上から何十cmか上の斜面域に穿孔されている。つまり、これらの横穴墓のいずれもが、すでに存在している墓前域の壁面を単に利用するものであって、それは同時に、単位群の中の一つとして位置付けられるということである。しかも、単位群を構成するその他の横穴墓は、決して追葬が不可能な小型横穴墓ではなく、明らかに追葬行為を行っている横穴墓を含んでいる。そして、これらの単位群の多くは、本横穴群にあってかなり新しく築かれたものであり、新しく築かれた単位群の中にあつて、小型横穴墓やミニ横穴墓はさらに後出で築造されていることも確認できた。単位群の中には、すでに新しい横穴墓の築造が停止し、追葬期間にすでに入っているにもかかわらず、ここであらためて小型横穴墓やミニ横穴墓が築造されているのである。しかも、その埋葬施設は、基本的に単一の死者の埋葬に限定されるものであって、築造当初から追葬を全く考慮していないものであり、ミニ横穴墓の場合は、特にその意識が明瞭となっている。このことを、どのように解釈すべきであろうか。このような埋葬施設を、個人の埋葬を目的としたものとしてみることができるかどうかである。たとえ個人墓であったとしても、それは単位群から抜け出すことができず、従来通り集団から離れるものではなかったことは、注意を要する。新たな横穴墓を築造することに大きな規制力が働き、結果として、横穴墓どうしが接触しあうほどの密集を余儀なくされた本横穴群にあって、個人単位で横

穴墓の築造が認められることは、現段階では首肯しがたい。

次に、火葬墓との関係であるが、大谷横穴群を含めてこれらの横穴墓からは、人骨や蔵骨器としての壺等が検出されなかったことから、火葬骨を埋葬したものかどうかの判断は全くできない。遠江の群集墳からも、火葬骨を検出した例は今のところ一つもないのである（詳細不明な掛川市南坪横穴群第10号墓については今のところ除外する）。ただし、墓前域から検出した長胴甕あるいは広口壺を、火葬ないし改葬した人骨を埋納した蔵骨器として利用された可能性を示唆する見解がある（註12）。もし、これらの土器が小型横穴墓やミニ横穴墓に帰属するものであり、しかも、中から火葬骨が検出されれば、大北横穴群同様に土葬から火葬への葬制の変質を解明することができるのであるが、あくまでも墓前域からの検出例であることから、それは可能性の段階に留まっている。ちなみに、本横穴群のミニ横穴墓であるA-1号・A-3号横穴墓の属する単位群の墓前域からも、表土採集ではあるが完形で未使用と思われる須恵器短頸壺（図版8-6）が、逆位の状態で検出された。壺の中は土が充満しているだけで、人骨片あるいは人骨紛は全く検出されなかった。もっとも、蔵骨器をとみなわない横穴墓の事例（註13）もあることから、蔵骨器が検出されない横穴墓は火葬墓ではないとの論は成り立たない。

火葬墓に対する律令国家の姿勢は大変厳しいものであり、被葬者階層はもとより、墓域に関しても様々な制約が加えられていた。にもかかわらず、遺跡としての火葬墓は日本の各地で確認することができ、伊豆の大北横穴群同様にこの遠江地域においても、横穴墓の終末期に火葬行為が導入されたことは、具体的事例に乏しいがほぼ間違いないであろう。しかしこの時期、原野谷川・逆川流域沿いの大規模な横穴群が追葬段階に入っても、大谷横穴群は新たな横穴墓を築造しつづけた。しかも、遠江地域の横穴群にはあまりみられない小型横穴墓やミニ横穴墓が5基も築かれたのであるから、これらが火葬墓であった可能性を捨て去るわけにはいかない。この時期の火葬墓は、在地小豪族層や有力家父長層達が古墳時代の終焉から新しい律令期への移行過程において、葬制においてどのように対応していったかを知る必要不可欠な遺構である。本横穴群の5基は、このことを究明する貴重な資料となるものと思われる。しかし、今の時点では幼少児を埋葬した小型横穴墓と、追葬行為の延長としての改葬墓としてのミニ横穴墓の姿との両方を考えるに留めたい。

註

- (1) 『大北横穴群 本文編』 179頁 1981年 伊豆長岡町教育委員会
- (2) 白石太郎「古墳の終末」『古代を考える 古墳』 1989年 吉川弘文館
- (3) 小型横穴墓の考察で、「当然埋葬される被葬者にも限界がある」（岡津横穴墳報告書）、「一体の間を伸展葬するには十分ではない」（池ヶ谷報告書）、「若年、あるいは幼少児の埋葬が想定され」（大淵ヶ谷・篠ヶ谷・西宮浦報告書）等の解釈がなされている。
- (4) 神奈川県秦野市岩井戸横穴墓群A4号横穴墓の側壁から検出された「小横穴墓」について、同報告書では人骨等の遺物が全く検出できなかったこと、主軸方位が他と異なること等から「埋葬施設としての機能でなくA4号横穴墓の墓前祭祀に伴う遺構」と考えている。『岩井戸横穴墓群発掘調査報告書』 1998年 秦野市岩井戸横穴墓群発掘調査団
- (5) 水野正好「群集墳と古墳の終焉」『古代の日本』5近畿 1970年
- (6) 「宇刈横穴N群」『八幡山横穴群―袋井の群集墳と横穴群を考える(2)―』(袋井市考古資料集 第3集) 1997年 袋井市教育委員会
- (7) 森本 徹「群集墳の変質からみた古代墳墓の成立過程」『古代文化』51-11号 1999年
- (8) 斎藤 忠『墳墓の考古学』東京 1997年
- (9) 『遠江の横穴群（静岡県内横穴群分布調査報告書Ⅰ）本文編』206頁 1983年 静岡県教育委員

会 同書では高木正文氏の追葬に伴う片付け行為の一環として小型横穴墓を築造したとの見解を紹介しつつも、その見解を疑問視している。(高木正文「古墳時代の再葬」『森貞次郎博士古稀記念古文化論集』1982年)

- (10) 当横穴墓に関しては次の報告書に掲載されている。『八幡山横穴群―袋井の群集墳と横穴群を考える(2)―』(袋井市考古資料集 第3集) 1997年 袋井市教育委員会
- (11) 註(9)に同じ 64頁
- (12) 袋井市宇刈横穴群N群 85号横穴の墓前域からは土師器長胴甕、浜岡町門屋横穴群蓮の前支群4号横穴の墓前域からは須恵器が検出されている
- (13) 狭川真一「北部九州における火葬墓の出現」『古代文化』51-12号 1999年